



# 令和 6（2024）年度 日の出町エコ住宅促進機器 設置費補助制度のご案内

町内の総エネルギー使用量の削減と効率的な活用をめざし、  
住宅用の太陽エネルギー利用機器、省エネ・創エネ設備に対する  
設置・改修費用の一部を補助します

## 【 補助対象機器・設備 】

- 太陽光発電システム
- 太陽熱温水システム
- 蓄電池システム
- V2H（電気自動車から住宅に供給する）システム
- 既設ドア（玄関ドア）の断熱改修
- 既設窓の断熱改修

## お問い合わせ・申請書の提出先

日の出町役場 生活安全安心課 環境リサイクル係

〒190-0192 日の出町平井 2780

TEL : 042-588-5068 FAX : 042-597-4369

1. 対象となる方（申請者の要件）	..... 3ページ
2. 対象となる設備（補助対象設備の要件）	..... 3ページ
3. 申請の手続きと流れ	..... 6ページ
4. 申請受付期間と申請方法	..... 7ページ
5. 申請に必要な提出書類	..... 7ページ
6. 補助対象設備に関するアンケート	..... 9ページ
7. その他、注意事項	..... 9ページ

## 1. 対象となる方（申請者の要件）

申請者の要件は以下のとおりです。

- ① 令和5年1月1日から令和6年8月31日までに補助対象機器・設備（以下、「補助対象設備」という）を設置・改修すること。（太陽光発電システムの設置については、令和5年1月1日から令和6年8月31日までに設置し、余剰電力の売電契約が令和6年8月31日までに完了していること。）
- ② 住民基本台帳法の規定により、日の出町の住民基本台帳に記載されていること。
- ③ 日の出町内に居住し、自宅（※1）に自家用（※2）として補助対象設備を新たに設置・改修すること。
- ④ 同じ補助対象設備について、日の出町の他の補助制度を使用していないこと。
- ⑤ 同じ対象設備（太陽光発電システム、太陽熱利用機器を除く）について、東京都の「災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業」の補助を受けていること。
- ⑥ 交付決定後、「補助対象設備の設置に関するアンケート」の提出ができること。
- ⑦ 建築基準法その他関連法令を遵守して設置・改修すること。

※1 自宅とは、申請者が常時居住するための住宅をいいます。

※2 自家用とは、補助対象設備を住宅の占有部分・専用部分のみに使用する場合をいいます。

※例えば、都市計画法における「防火地域」または「準防火地域」内での住宅の既設窓を断熱改修する場合、延焼のおそれがある部分については、防火設備の使用（例 防火戸の設置や網入りガラス等）が定められていますので、ご注意ください。

## 2. 対象となる機器・設備（補助対象設備の要件）

補助対象となる機器・設備の要件は以下のとおりです。

### ①太陽光発電システム

- ・ 一般財団法人電気安全環境研究所（<https://www.jet.or.jp/products/solar/index.html>）



が行う太陽電池モジュールの認証を受けたもの、またはこれに準じた性能を持つもの。

- ・ 電力会社との系統連系が行われ、太陽光発電による電力を自家用として消費し、余剰電力を売電している場合（全量買取の場合は対象となりません）。

### ②太陽熱温水システム

- ・ 日本工業規格に適合した太陽集熱器及び太陽蓄熱槽により構成されたもの、または一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品認定（<https://www.cbl.or.jp/blsys/index.html>）を受けたもの。

### ③蓄電池システム

- ・ 蓄電池システムとして、一般社団法人環境共創イニシアチブが「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）支援事業」（<https://sii.or.jp/zeh/battery/search/maker#search>）において登録しているもの、または同等程度の性能を持つものとして町長が認めるもの

#### ④ビークル・トゥ・ホーム システム (V2H)

・経済産業省の「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」(以下「CEV補助金」という。)の対象機種になっていること。対象機種は随時更新されますので、一般社団法人次世代自動車振興センター対象機種 ([http://www.cev-pc.or.jp/hojo/pdf/R4/R4\\_v2h\\_meigaragotojougen.pdf](http://www.cev-pc.or.jp/hojo/pdf/R4/R4_v2h_meigaragotojougen.pdf))

#### ⑤既設ドアの断熱改修

・玄関ドアとして、一般社団法人環境共創イニシアチブが「次世代省エネ建材の実証支援事業」([https://sii.or.jp/meti\\_material04/search](https://sii.or.jp/meti_material04/search)) において登録しているもの、または同等程度の性能を持つものとして町長が認めるもの

- ・ 外気と接するドアについて 1 戸当たり 1 か所の玄関ドア交換。
- ・ 既築住宅への改修であること。(新築住宅は助成の対象外です。)

#### ⑥既設窓の断熱改修

・環境省の「既存住宅における断熱リフォーム支援事業」執行団体：公益財団法人北海道環境財団

(<http://www.heco-hojo.jp/yR03/danref/hojoseihin.html?0510>)  において補助対象製品に登録されているもの。または同等程度の性能を持つものとして町長が認めるものを次のいずれかの方法で改修したもの。

- 内窓として設置
- 既存の窓枠ごと (サッシとガラスごと) の交換
- 既存の窓のガラスのみの交換
- ・ 既築住宅への改修であること。(新築住宅は助成の対象外です。)
- ・ 1 つ以上の居室において、全ての窓について、断熱改修すること。(建物の全部屋ではありません。)
- ・ 1 居室の全ての窓改修と同時に他の居室又は廊下、玄関その他の非居室 (以下「その他の部屋等」という。) の改修を行う場合、他の居室とその他の部屋等の窓は 1 枚以上の改修でも構いません。
- 居室の例 : リビング、ダイニング、寝室、書斎 等
- 非居室の例 : トイレ、浴室、廊下、玄関、納屋 等

補助対象設備一覧

補助対象設備(※1)	補助対象経費 (※2)	補助金額 (※3、4)
① 太陽光発電システム	補助対象機器の購入設置費用	1 k wあたり 3 万円 (最大 4 k w) (限度額 12 万円)
② 太陽熱温水システム	補助対象機器の購入設置費用	自然循環式太陽熱温水器 1 m <sup>2</sup> あたり 6 千円 (最大 3 m <sup>2</sup> ) (限度額 1 万 8 千円)
		強制循環式ソーラーシステム 1 m <sup>2</sup> あたり 1 万円 (最大 6 m <sup>2</sup> ) (限度額 6 万円)
③ 蓄電池システム	補助対象機器の購入設置費用	1 k wあたり 1 万円 (最大 6 k w) または機器の購入費用の本人負担額の 1/2 相当額のいずれか低い額
④ ビークル・トゥ・ホーム システム (V2H)	補助対象機器の購入設置費用	6 万円 または機器の購入費用の本人負担額の 1/2 相当額のいずれか低い額
⑤ 既設窓の高断熱改修	補助対象設備の本体・部材の 購入設置費用	10 万円 または設備の設置費用の本人負担額の 1/2 相当額のいずれか低い額
⑥ 既設ドアの高断熱改修	補助対象設備の本体・部材の 購入設置費用	6 万円 または設備の設置費用の本人負担額の 1/2 相当額のいずれか低い額

※ 1 補助対象設備は、いずれも新品未使用のものに限ります。

※ 2 補助対象経費には消費税を含みません。

※ 3 補助金額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。

※ 4 本制度は、国や東京都等の他の団体が実施している助成制度とあわせて利用することができます。  
ただし、補助対象経費（消費税を含みません）から、国や東京都等の他の団体補助金額を引き、本人負担  
となっている金額を超えない範囲において町補助金を交付します。

補助対象経費	自己負担	← 例)
	都補助	補助対象経費 100 万円で、国・都補助金が 95 万円であった場合は、5 万円が本人負担額となります。
	国補助	太陽光パネルは、「1 k wあたり 3 万円。最大 4 k wの 12 万円の補助」ですが、この場合 4 k w設置しても、12 万円とならず、5 万円が町補助金額となります。 蓄電池は、「1 k wあたり 1 万円。最大 6 k wの 6 万円または本人負担額の 1/2 相当額のいずれか低い額」です。3 k w設置した場合は 3 万円と、本人負担額 5 万円の 1/2 である 2 万 5 千円を比較し、低い額である 2 万 5 千円が町補助金額となります。

### 3. 申請の手続きと流れ

**申請者 または 委任者※**

※ 設置業者様等が申請を委任をされる場合は委任状が必要となります。

**日の出町 生活安全安心課 環境リサイクル係**

① 設備の設置・改修の検討

申請には機器の設置前後の写真が必要となります。忘れずにご準備ください。

② 機器設置完了

- 対象システムの設置工事完了（新築の場合は引き渡し完了）。
- 申請書類（第1号様式）、その他必要添付書類を準備する。

※日の出町ホームページからのダウンロード、町役場生活安全安心課で申請書類を入手できます。

③ 申請

申請書（第1号様式）と必要書類を作成し、持参してください。

書類提出の際、訂正用に印鑑のご持参をお勧めします。

不足・不備箇所について担当者より連絡をしますので、ご確認の上、再度書類をご提出ください。

④ 受付

提出された順に書類を受け付けます。

⑤ 申請書類確認

申請書（第1号様式）と必要書類を確認します。

申請内容に不足・不備があった場合

⑥ 受理

申請書を受理します。

⑦ 審査

申請書の内容を審査します。

★応募多数の場合抽選

⑧ 交付（不交付）決定

「交付（不交付）決定通知」と「補助対象設備に関するアンケート」を申請者宛に郵送します。

⑩ 補助対象設備の設置に関するアンケート提出（必須）

内容をご記入の上、記載された期日までに日の出町宛にご返送ください ※。

⑨ 補助金交付

交付決定した補助金を、指定口座に振り込みます。

※ 3ヵ月分の電気・ガス・水道使用量実績をご提出いただきます。

目安としては受付後、約1ヵ月から2ヵ月後になります。

## **4. 申請受付期間と申請方法**

- ・ 補助対象設備を設置・改修した後に申請をしてください。
- ・ 申請できる設備は、**令和5年1月1日から令和6年8月31日までに設置・改修完了したものが対象**です。（太陽光発電システムについては、令和5年1月1日から令和6年8月31日までに設置し、**太陽光発電システムについては余剰電力の売電契約が令和6年8月31日までに完了**していること。）
- ・ 申請の期間は**令和6年11月1日から令和7年1月15日**です。期限までに必要書類を揃え提出してください。
- ・ 日の出町生活安全安心課の窓口<sup>①</sup>に持参して書類を提出してください。

※ 申請者本人以外の方からの申請書の代理提出（代理申請）も可能ですが、代理申請を行う場合には必ず委任状を添付してください。

## **5. 申請に必要な提出書類**

### **【全補助対象設備 共通に必要な書類】**

- ① 日の出町工コ住宅促進機器設置費補助金交付申請書（第1号様式）
- ② 本人を確認するための書類（氏名、現住所を確認できる運転免許証、健康保険証等の写し等）  
※ 個人番号（マイナンバー）カードの場合は、個人番号の記載がある面は提出しないでください。
- ③ 補助対象設備の出荷証明書または保証書等の写し
- ④ 補助対象設備の領収書の写し ※領収書の宛名が申請者であること。
- ⑤ 補助対象設備の契約書、内訳書の写し（設備ごとの費用明細が確認できるもの）
- ⑥ 補助対象設備を設置する前後の状態を確認できる写真と設置をする住所の地図
- ⑦ 補助対象設備の要件性能が確認できるもの（製品仕様記載のカタログや第三者機関の証明書等）
- ⑧ 公益財団法人東京都環境公社の補助金の交付決定兼確定通知書の写し

### **【太陽光発電システムに必要な書類】**

- ⑨ 「接続契約のご案内」の写し

### **【既設窓・既設ドアの高断熱改修に必要な書類】**

- ⑩ 平面図（設備の設置箇所が分かるもの）

### **【その他】**

- ⑪ 委任状（申請者本人以外の代理申請の場合）

提出書類	補助対象 設備	太陽光発電システム	太陽熱温水システム	蓄電池システム	ビークル・トゥ・ホーム システム V2H	既設ドアの高断熱改修	既設窓の高断熱改修	備考
①交付申請書（第1号様式）		○	○	○	○	○	○	複数の機器を申請する場合も一式にまとめてご記入いただけます
②本人を確認するための書類		○	○	○	○	○	○	住民票や運転免許証、健康保険証等の写し
③補助対象機器の出荷証明書 または保証書等の写し		○	○	○	○	○	○	・メーカー名、型番、製造番号が確認できるもの
④補助対象機器の領収書の写し		○	○	○	○	○	○	助成対象者名義の領収書
⑤補助対象機器の見積書や契約書等 の費用明細の写し		○	○	○	○	○	○	助成対象機器それぞれの費用内訳が確認できるもの
⑥補助対象機器の設置前後の状態を 確認できる写真		○	○	○	○	○	○	・設置前後の状況が確認できる写真と設置する住所の地図。 ・太陽光発電システムに関しては、モジュール設置前の屋根の写真 ・太陽光発電システムに関しては、モジュールの設置状況が確認できる写真
⑦対象設備の性能が確認できるもの		○	○	○	○	○	○	製品仕様記載のカタログや第三者機関の証明書等 ・太陽光発電システムは、一般財団法人電気安全環境研究所が行う太陽電池モジュールの認証を受けたもの ・太陽熱温水システムは、一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品認定を受けたもの ・蓄電池システムは、一般社団法人環境共創イニシアチブに登録されている場合は、その対象設備の型番等が分かるもの ・V2Hは、経済産業省の「グリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の対象機種 ・高断熱ドアについては環境共創イニシアチブに登録されている場合は、その対象設備の型番等が分かるもの ・高断熱窓については、公益財団法人北海道環境財団の登録を受けた窓若しくはガラス、又はそれらと同等と町長が認めるものであること。その対象設備の熱貫流値等の性能が確認できるもの
⑧補助対象機器の東京都の補助決定 通知等の写し		-	-	○	○	○	○	公益財団法人東京都環境公社の補助金交付決定兼確定通知書の写し
⑨「接続契約のご案内」の写し		○	-	-	-	-	-	東京電力パワーグリッド等からの通知
⑩平面図		-	-	-	-	○	○	（窓）少なくとも1居室単位で改修したことが分かる図面（ドア）設置個所がわかる図面
⑪委任状		△	△	△	△	△	△	助成申請者本人以外の代理申請の場合に必要です。

## **6. 補助対象機器の設置に関するアンケートについて**

申請者は、設置した設備をその住宅内で適正に使用し、住宅内のエネルギー効率化に努めてください。設備を設置する前と後で省エネに対する意識がどのように変化したか、また、機器を使用したことでどの程度使用量を削減できたか等を報告していただくために、町が求める期間において電気、ガス、水道の使用量実績その他を記入する「補助対象設備の設置に関するアンケート」を提出していただきます。

※ 「補助対象設備の設置に関するアンケート」の提出は補助金交付の条件となりますので、必ず提出してください。

## **7. その他、注意事項**

- ・ 予算の範囲内で助成を行います。応募多数により予算を超える場合、抽選により対象者を決定いたします。
- ・ 年度の途中で制度の内容等が変更になる可能性がありますので、申請前に必ず町のホームページ等をご確認ください。
- ・ 補助に際し、必要に応じて現地調査を行う場合があります。
- ・ 交付条件に違反した場合には、交付決定を取り消し、補助金の返還を求める場合があります。
- ・ その他、よくお問い合わせいただく質問を Q & A にまとめておりますので、合わせてご確認ください。

## 日の出町エコ住宅促進機器設置費補助制度 よくあるお問い合わせ（Q & A）

No.	お問い合わせ	回答
1	賃貸借又は使用貸借住宅に設置した場合は、補助対象になりますか？	補助対象になりません。 自己所有の戸建て住宅が対象です。
2	新築住宅の断熱ドアや断熱窓は対象になりますか？	補助対象になりません。
3	住宅用太陽光発電システムを国の固定買取制度の下、全量買取とした場合は対象になりますか？	補助対象になりません。
4	中古で譲り受けた機器を自宅に設置しました。補助の対象になりますか？	補助対象になりません。 申請できる機器は「未使用のもの」に限ります。
5	過去に補助金を受けて太陽エネルギー利用機器を設置しました。買い替えの場合も対象になりますか？	過去に太陽エネルギー設置機器の補助を受けて、太陽光発電システムと太陽熱利用機器を設置しその買い替えをする場合は補助対象になりません。新たに蓄電池やV2Hを設置する場合は、その機種のみ補助の対象になります。
6	エコ住宅促進機器の対象品をリースで設置する場合は補助の対象になりますか？	補助対象になりません。 購入し、設置したものに限ります。
7	共有住宅に機器を導入する場合、どのような申請になりますか？	1戸の住宅を共有名義で設備を設置する場合は、共有者の同意書があれば申請は可能です。 その場合は別々に申請するのではなく、1つの申請で行ってください。
8	申請者以外の名義で支払った場合、補助対象になりますか？ また、申請者以外の口座に補助金を振込してもらうことは可能ですか？	申請者以外の名義で支払いをした場合は、補助対象にはなりません。 また、申請者以外の口座に振込をすることもできません。
9	1部屋すべての窓を改修しなければなりませんか？	1つ以上の居室において、すべての窓の改修することが要件です。
10	シャッターと一体で高断熱窓を設置したいのですが、シャッターは対象となりますか？	シャッターや雨戸、網戸、防犯用の格子や飾り格子等の窓付属部材は対象になりません。シャッターの部分と高断熱窓の部分の費用（材料費及び工事費）を分けて費用明細を出してください。
11	居室とはどのような場所をいいますか？	建築基準法第2条第4号に規定されている「居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室」のことで、具体的にはリビング、ダイニング、台所、書斎、又は寝室等を指しま

		す。 ※玄関、トイレ、浴室、洗面所、階段、廊下、納戸等は非居室として取り扱います。
12	部屋同士の仕切りがない場合、1部屋はどこまでの範囲になりますか？	仕切りがなく、同一の空間場合は、1居室の扱いです。
13	経費について、他のリフォームも兼ねた工事をしていますが、工事費を分ける必要はありますか？	必ず対象工事に係る費用を算出し、見積書とその内訳書の写しを提出してください。
14	補助対象機器等の設置とその他の工事を一体で行ったため、補助対象機器等の設置に係る費用明細がわかりません。その場合はどのように申請したらよいですか？	補助対象機器等の設置に係る工事費用等の明細が出せない場合は、機器等購入費用のみを対象とした申請も可能です。
15	確認すると、家が防火地域内であることがわかりました。補助は受けられますか？	補助は受けられますが、改修にあたり建築基準法等の関係法案は必ず遵守してください。大家窓にする等、法令上の理由で補助条件が満たせない場合はその窓は補助の対象になりません。
16	補助対象製品はどうやって調べれば良いですか？	<p>手引きの中に補助対象設備の要件を記載してあります。それぞれのホームページで認証されている製品を確認してください。</p> <p>①太陽光発電システム 一般財団法人電気安全環境研究所 (<a href="https://www.jet.or.jp/products/solar/index.html">https://www.jet.or.jp/products/solar/index.html</a>)</p> <p>②太陽熱温水システム 一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品認定 (<a href="https://www.cbl.or.jp/blsys/index.html">https://www.cbl.or.jp/blsys/index.html</a>)</p> <p>③蓄電池システム 一般社団法人環境共創イニシアチブの「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 支援事業」の登録 (<a href="https://sii.or.jp/zeh/battery/search/maker#search">https://sii.or.jp/zeh/battery/search/maker#search</a>)</p> <p>④ビークル・トゥ・ホーム (V2H) 一般社団法人次世代自動車振興センター対象機種 <a href="http://www.cevpc.or.jp/hojo/pdf/R4/R4_v2h_meigaragotojougen.pdf">http://www.cevpc.or.jp/hojo/pdf/R4/R4_v2h_meigaragotojougen.pdf</a>)</p> <p>⑤既設ドアの断熱改修 一般社団法人環境共創イニシアチブの「次世代省エネ建材の実証支援事業」の登録 (<a href="https://sii.or.jp/metimaterial04/search">https://sii.or.jp/metimaterial04/search</a>)</p> <p>⑥既設窓の断熱改修</p>

		公益財団法人北海道環境財団 ( <a href="http://www.heco-hojo.jp/yR03/danref/ho.joseihin.html?0510">http://www.heco-hojo.jp/yR03/danref/ho.joseihin.html?0510</a> )
17	出荷証明書を出せないときは、どうしたらいいですか？	提出しようとしている書類が「出荷証明書の代わりになる」という文言を追記するよう、業者に依頼し提出してください。
18	工事や機器設置の契約内容が途中で変わった場合はどうしたらいいですか？	契約内容の変更前と変更後のコピーを提出してください。
19	申請書の氏名は誰にしたらいいですか？	世帯主を記入してください。